

浜松市LINE公式アカウント「しゃんべえ情報局」を活用した情報配信システム「はままつLINEコロナ身守りシステム」事業者等向け利用規約

(趣旨)

第1条 この規約は、浜松市が運営するLINE公式アカウント「しゃんべえ情報局」（以下「本アカウント」という。）を活用した情報配信システム「はままつLINEコロナ身守りシステム」（以下「本システム」という。）を、店舗、施設またはイベント（以下「事業所等」という。）の運営者（以下「事業者等」という。）が利用するために必要な事項を定めるものです。

(目的)

第2条 浜松市が、本システムを用いて事業所等の利用者の把握や感染情報のお知らせを行うことで、事業者等が事業所等の利用者に対して安心・信頼を提供できるようにします。

(システム運営)

第3条 本システムの運営は令和3年3月末日までを予定しています。ただし、新型コロナウイルス感染症の流行状況に応じて、浜松市の判断により、予告なく終了、または延長する場合があります。

2 本システムの運営後も、本アカウントへの「友だち追加」は継続されます。したがって、本システム運用後も、浜松市からのお知らせなどが届くことがあります。

(利用規約の同意)

第4条 浜松市は、この規約の内容を確認し同意いただいたことを前提に、本システムを提供します。

2 この規約に同意いただけない場合は、本システムの利用はご遠慮ください。

3 本システムを利用された方は、この規約に同意されたものとみなされます。

(利用環境)

第5条 本システムは、インターネットの利用を前提としたシステムです。

2 事業者等は、本システムを利用するために必要な機器（ソフトウェアおよび通信手段に係るものも含む。）、通信回線を自己の負担において準備するものとします。

(利用時間)

第6条 本システムの利用時間は、原則24時間とします。

2 システム保守等の必要があるときは、事業者等への事前通知を行うことなく、本シス

テムの運用の停止、休止、中断等を行うことがあります。

(利用方法)

第7条 二次元コードの発行を希望する事業者等は、浜松市が用意するWeb申請フォームから必要事項を入力し、二次元コードの発行を申請するものとします。

(申請の対象)

第8条 二次元コードの発行申請対象は、浜松市内に所在する店舗、施設または浜松市内で実施するイベントとします。ただし、同じ店舗、施設またはイベントを複数申請することはできないものとします。

(登録情報)

第9条 事業者等は二次元コードの発行を受ける際、Web申請フォームにおいて次に掲げる情報を登録するものとします。

- (1) 業態
- (2) 事業所等の利用規模数
- (3) 事業所等の名称
- (4) 事業所等の住所
- (5) 事業者等の電話番号
- (6) 事業者等のメールアドレス

(登録情報の利用目的)

第10条 登録情報（浜松市個人情報保護条例（平成4年浜松市条例第53号）第2条第3号に規定する個人情報（以下「個人情報」という。）を含む）は、本システムの利用にあたり、次に掲げる目的で収集するものであり、それ以外の目的に利用または提供することは一切ありません。

- (1) 本システムにおける二次元コードの発行のため
- (2) 本システムを利用する事業所等を新型コロナウイルス感染症の患者が訪問したことを、当該事業所等の利用者にお知らせするため（訪問した事業所等の名称・住所・訪問日は原則公開・通知しませんが、クラスター発生等により本システムに関係なく浜松市が事業所等の名称等を公表した場合に限り、公表した情報を本システムにおいても公開・通知する場合があります。）
- (3) 新型コロナウイルス感染症に関する支援の情報等をWeb申請フォームにおいて同意を得た事業者等に対してメールによりお知らせするため

(登録情報の利用範囲)

- 第11条 登録情報は、浜松市と、市からの委託を受けた本システムのサービス提供事業者（以下「サービス提供事業者」という。）以外の者が利用することはありません。
- 2 浜松市およびサービス提供事業者は、登録情報を第三者に提供することはありません。
- 3 サービス提供事業者は、専ら本システムのデータベース等を構築、維持管理する目的でのみ登録情報を使用します。
- 4 サービス提供事業者は、登録情報について守秘義務を負うとともに、本システムの管理運用業務以外の目的で情報を使用することはありません。

(二次元コードの掲示等)

- 第12条 二次元コードの発行を受けた事業者等（以下「利用事業者等」という。）は、二次元コードを事業所等の利用者が閲覧しやすい場所に掲示するとともに、利用者に二次元コードを読み取らせるように促すものとします。
- 2 発行を受けた二次元コードは利用事業者等が管理するものとします。

(登録情報の削除)

- 第13条 Web申請フォームから登録した情報は、本システムの運営終了時に削除されます。

(個人情報の保護)

- 第14条 浜松市は、浜松市個人情報保護条例に基づき、事業者等が二次元コードの発行を受ける際にWeb申請フォームから登録した情報を適正に取り扱うものとします。

(免責事項)

- 第15条 浜松市は、本システムにつき、事実上または法律上の瑕疵（安全性、信頼性、正確性、完全性、有効性、特定の目的への適合性、セキュリティなどに関する欠陥、エラーやバグ、権利侵害などを含みます。）がないことを明示的にも黙示的にも保証しません。また、事業者等に対して、かかる瑕疵を除去して二次元コードならびに本システムを提供する義務を負わないものとします。
- 2 浜松市は、自らの故意または重過失がある場合を除き、利用事業者等が、本システムを利用したことまたは利用することができなかったことによって生じる損害については、通常の損害を賠償する責任を負うものとし、特別損害については、その予見可能性の有無を問わず、賠償する責任を負わないものとします。
- 3 浜松市は、本システムに関連して、利用事業者等と第三者間でトラブル・紛争が発生した場合であっても、一切責任を負わないものとします。

(禁止事項)

第16条 本システムの利用においては、次に掲げる行為を禁止します。

- (1) 他の事業者等の情報または虚偽の情報により二次元コードの発行を受けること。
- (2) 発行を受けた二次元コードを他の事業者等や事業所等の利用者以外の者に貸与、譲渡、販売、または再配布すること。
- (3) 発行を受けた二次元コードを不特定多数が閲覧できるSNSやインターネット上に掲載するなどし、事業所等の利用者以外の者が二次元コードを読み取れる状態にすること。
- (4) 発行を受けた二次元コードを加工・編集・改ざんすること。
- (5) 本システムの管理および運営を故意に妨害し、または破壊すること。
- (6) 本システムに対し、不正なアクセスやウイルスの送付等の行為を行うこと。
- (7) 第三者の設備等または本システム用設備等の利用もしくは運営に支障を与える行為、または与えるおそれのある行為を行うこと。
- (8) 浜松市の許可なく二次元コードの発行を受けるためのWeb申請フォームへのリンクを掲載すること。
- (9) その他法令等に反すると認められる行為を行うこと。

(規約変更)

第17条 浜松市は、必要があると認めるときは、利用事業者等への事前の通知を行うことなく、この規約を変更することができるものとします。利用事業者等は、利用の都度この規約の確認を行うこととします。

(合意管轄裁判所)

第18条 この規約は日本の国内法に準拠するものとします。本システムの利用に関連して、浜松市と利用事業者間に生ずるすべての訴訟については、静岡地方裁判所浜松支部を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

付 則

この規約は、令和2年6月16日から施行します。